

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	給水装置工事主任技術者の試験事務	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局 水道課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	水道法（昭和32年法律第177号）第25条の12	類型	試験（資格付与）
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>国の規制緩和の方針に沿って平成8年に水道法の一部が改正され、従来水道事業者ごとに決められていた給水装置工事事業者の指定要件が全国統一的なものに明確化された。これに伴い、給水装置工事の施行技術者の国家資格が設けられ、厚生労働大臣が指定する者に給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を行わせることができるようになり、平成9年5月2日に財団法人給水工事技術振興財団を指定した。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者を対象に、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について行う試験の実施に関する事務</p>		
事務・事業の目的	給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者を対象に、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について行う試験の実施に関する事務		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>受験者数 11,829名</p> <p>○事業収入（令和3年度）</p> <p>受験手数料収入 236,644千円</p>		
国からの補助金等	なし		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>●事業の効率化</p> <p>給水装置工事主任技術者試験の運営については、試験開始当初から全ての会場において随意契約により特定の民間業者に委託していたが、平成17年度から1会場において財団職員直営による運営を行い、平成24年度から3会場を直営運営として、経費節減に努めた。さらに、令和3年度からは、3者以上の見積りにより、安価で適正に運営できる委託業者を選定している。</p> <p>●受験者の負担軽減</p> <p>平成23年度から受験申請書類を有料頒布方式から、財団のホームページよりダウンロードする方法に変更した。また、平成24年度からは、前年度からの連続受験者については、実務従事証明書を省略できるようにした。平成25年からは受験願書の一部電子入力化を導入し、受験者の負担軽減に努めている。</p> <p>令和3年度より受験願書等の押印省略し、令和4年度からは実務従事証明書の一部を電子入力化予定である。令和5年度以降は、受験手数料納入方法の拡大など受験願書申込手続きの電子化を更に推進する。</p>
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<p>水道利用者に最も近い給水装置工事の不良や不適正な工事は、漏水事故を引き起こすばかりでなく、利用者の健康問題に直結する事態を招きかねない。このため、給水装置工事を実施する者には一定以上の技術力が不可欠であり、水道法では、それを担保するために工事实施の統括責任者である主任技術者に国家資格を有する者を充てなければならないこととしている。</p> <p>この法制度は、かつて各市町村の水道事業者がそれぞれ独自に給水装置工事の監督者の資格を付与していたものを、規制緩和の観点から国の制度として一元化したものであり、この事業を廃止することは適切な給水装置工事が確保できなくなるとともに、従来の各市町村の水道事業の独自の資格制度に戻ってしまい、大きな混乱をもたらすことにつながる。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>試験事務は、専門家による委員会を設置して行う試験問題の作成、試験会場の確保、受験願書の受付、採点、合格発表等、多岐にわたっている。また、試験は、約1万2千人の受験者の利便性を考慮して、毎年全国9～13会場において一斉に開催されており、国が現体制で直接実施するのは困難である。また、試験事務は公正性が担保され、経理的及び技術的な基礎を有する公益法人において事業を行う必要がある。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>当該試験事務は、試験の公平性を担保する観点から、一に限って試験事務を行う法人を指定する必要があるとあり、登録制度に移行し、複数の法人が事務を行うことは公平性の観点のみならず効率性、効果性の観点からも問題がある。</p> <p>現在指定している給水工事技術振興財団は、水道事業体の全国組織である日本水</p>

	道協会と、管工事事業者の全国組織である全国管工事業協同組合連合会が共同出資して設立された公益法人である。また、給水装置工事に関する知識・技能に精通した職員を擁しており、専門性や支援体制に鑑みて指定機関として相応しい。
政策効果の把握の手法及びその結果	特になし
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)	上記の評価を踏まえ、当該事務・事業は継続していくが、今後も一層の効果的・効率的な実施を目指して事業の見直しに努めていく。
備考	

別紙

合計 1 法人

- ・公益法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益法人 (1 法人)			
公益財団法人給水工事技術振興財団	平成 9 年 5 月	03-6911-2711	人件費(8,572 円) + 運営費等(10,188 円) + 会場費(2,527 円) = 21,287 円 ≒ 21,300 円